

議案第 9 号

守口市下水道条例の一部を改正する条例案

守口市下水道条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和 7 年 2 月 19 日提出

守口市長 瀬 野 憲 一

記

守口市下水道条例の一部を改正する条例

守口市下水道条例（昭和49年守口市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後
第1条から第17条まで 略 第18条 略 （1）から（9）まで 略 （10） 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）により、公共下水道からの放流水又は流域下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第5号に掲げる項目に類似する項目及び <u>大腸菌群数</u> を除く。） 当該排水基準に係る数値 2及び3 略 以下 略	第1条から第17条まで 略 第18条 略 （1）から（9）まで 略 （10） 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）により、公共下水道からの放流水又は流域下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第5号に掲げる項目に類似する項目及び <u>大腸菌数</u> を除く。） 当該排水基準に係る数値 2及び3 略 以下 略

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。